

山田町東日本大震災義援金

内 容	東日本大震災で全国各地から山田町に直接寄せられた義援金を被災された方へ支給する。
支 給 額	37万円
対 象 者	■東北地方太平洋沖地震及び津波災害義援金の住宅損壊等見舞金(国・県の義援金)の交付を受けていない世帯の構成員(1つの住宅に複数世帯が居住している場合は、これらの複数世帯を1世帯とみなします。)で、次の項目に該当する方 ①所有する養殖施設、漁船(業としていない遊漁船は除く)が流失、損壊の被害にあった方 ②町内に所有する保管作業施設、水産加工施設が半壊以上の被害にあった方 ③町内に商業施設、工業施設、飲食業施設、事務所を所有し、これらが半壊以上の被害にあった方 ④町内に所有するアパートなどの賃貸住宅が半壊以上の被害にあった方 ⑤所有する運送及び建設を業としているトラック、重機などの車両、一般廃棄物収集車を流失、損壊の被害にあった方 ⑥町内に所有する農業施設、園芸施設が流失、半壊以上の被害にあった方 ⑦町内に所有する居住用資産が半壊以上の被害にあった方 ⑧町内に住民登録があり、居住している住宅は被災しなかったが、所有又は使用している町外の店舗・事務所が半壊以上の被害にあった方 【注1】①から⑦については、法人所有の場合は代表者を支給対象とし、法人の代表者が住宅損壊等見舞金の交付を受けている世帯に属している場合は支給の対象になりません。 【注2】③については、建物の所有者と使用者が異なる場合(同一世帯の場合は除く)は双方とも対象となります。 【注3】⑤については、町内に住民登録がある方が法人町民税が課税されている法人の代表者とします。 【注4】①から⑧において受けた被害が重複する場合、複数の施設・漁船・車両等に被害を受けた場合でもいずれか1つの義援金の支給とします。 【注5】⑦の居住用資産に生計を同じくする親族が居住し、国・県の義援金を受給している場合は除かれます。
問い合わせ先	山田町長寿福祉課 福祉チーム ☎0193-82-3111(内線 151) 庁舎1階 ⑧番窓口